

農地法第3条申請に必要な書類

申請書類は、原則として権利の移転、設定の当事者双方の連署が必要です。

- ① 農地法第3条の規定による許可申請書
※農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1）含む
- ② 代理権を証する書面（代理権により申請がなされる場合）
- ③ 申請地に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明に限る）
- ④ 定款又は寄附行為の写し（権利を取得する者が法人の場合）
- ⑤ 議会議事録や法人登記事項証明書（定款などが現行と異なる場合）
- ⑥ 組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写し
（権利を取得する者が農地所有適格法人である場合）
- ⑦ 構成員と農地所有適格法人との間で締結された契約書の写し等
（権利を取得する者が農地法施行令第1条に規定する、当該法人と継続的取引関係にあるもの等が構成員となっている農地所有適格法人である場合）
- ⑧ 権利を取得しようとする者が農地法第3条3項の規定の適用を受けて許可を受けようとする場合、その契約の写し
- ⑨ 競落調書、公売調書、判決書、構成証書、和解調書、調停書等の写し
（競売により単独申請を行う場合）
- ⑩ 所有者の同意書
（所得権以外の使用収益権に基づいて耕作の事業に供している農地等について、その使用及び収益を目的とする権利を譲渡又は転貸する場合）
- ⑪ 権利取得者（譲受人）の耕作証明書
（本市以外で農業経営を行っている場合）
- ⑫ 権利取得者（譲受人）の営農計画書・誓約書
（譲受人の権利取得前の経営面積が3,000㎡を下回る場合）
- ⑬ 権利取得者（譲受人）の住民票抄本または謄本
（譲受人が南九州市外に住所を有する場合）
- ⑭ 申請地に係る土地の地籍図
＊申請地の周辺の所有者、地目、地籍を記入すること。
- ⑮ 申請農地の位置図（所在のわかるもの）
- ⑯ その他参考となる書類

申請必須 ①, ③, ⑭, ⑮